

公安委員会 決裁資料	「自動車等運転免許の効力の停止等に関する取扱規程」の一部改正について	令和7年6月5日 免許管理課
<p>1 改正の理由</p> <p>「道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）」の施行により、「免許情報記録個人番号カード」、いわゆるマイナ免許証の規定が新設されたことから、自動車等運転免許の効力の停止等に関する取扱規程（平成10年鹿児島県公安委員会規程第1号）の一部改正をするもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>上記規程第3条（2）ケに定める</p> <p>「不正の手段で免許又は免許証を取得し、」</p> <p>を</p> <p>「不正の手段で免許、<u>免許証若しくは免許情報記録個人番号カード</u>を取得し、」</p> <p>に改める。</p> <p>3 施行日</p> <p>改正規程の公布の日</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>		